

2022年7月13日

被保険者各位

日本ピストンリング健康保険組合

令和4年度 被扶養者の資格確認調査の実施について

平素は健康保険事業にご理解ご支援をいただきまして誠にありがとうございます。

今年度も被負傷者の資格確認調査を実施します。

被扶養者の資格確認調査については、「健康保険法」で定められており、保険給付適正の観点から、健康保険組合において資格審査を毎年実施することと義務付けられています。

当健保組合におきましても適正な運営のため、ご家族を扶養されている被保険者の皆様を対象に、扶養認定基準が満たされていることを、あらためて調査確認をさせていただきます。

別途配布いたします「健康保険被扶養者調査票」および必要書類をご確認の上ご提出いただけますようお願いいたします。

皆様にはお手数をお掛け致しますが、何卒ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

1. 調査対象者

令和4年4月1日において18歳以上（高校生は含まない）、かつ、令和4年3月31日以前に被扶養者認定を受けた被扶養者

2. 調査期限（提出期限）：令和4年8月31日

3. 提出先：工場総務 G または総務部人事労務 G

※労働組合・生協の方は健康保険組合に提出

4. 添付資料

『「健康保険被扶養者資格確認調査」に必要な添付資料について』をご参照いただき、当該の書類をご用意ください。

尚、添付いただいた証明書類で判断しかねる場合、必要に応じて現況等をお伺いすることもあります。

※マイナンバーの記載のある添付資料は受理できませんので、ご注意ください。

※手続きが遅延したり、行われない場合などは、健康保険組合で資格を削除させていただきます。

以 上

「健康保険被扶養者資格確認調査」に必要な添付資料について

「健康保険被扶養者調査書」に必要な証明書類

次の1及び2を参考に、証明書類をご準備ください。

該当する書類をご準備願います。

ケースが重複している場合については、組み合わせてご準備ください。

（注）提出期限までの間に、就職等で扶養を外れる見込みの方は不要です。

1. 収入確認ができる書類

	被扶養者の方の職業等	収入の確認ができる書類等
A	パート・アルバイト	令和4年度課税（非課税）証明書
B	無職	
C	学生	在学証明書または学生証コピー ※総務にすでに提出の場合はその旨記載(提出不要)
D	年金受給者	令和4年度課税（非課税）証明書 ※場合によっては直近の年金振込通知書または年金額改定通知書
E	自営業者	直近の確定申告書及び収入内訳書
F	その他収入のある方	不動産収入、配当収入等
G	海外居住者 （被保険者に同行）	査証＋海外公的機関発行の居住証明書等
H	海外居住 （外国において留学をする学生）	査証＋学生証または在学証明書または入学証明書

2. 別居の場合 ※上記1のほか生計維持の確認ができる書類

別居の場合、生計維持確認のための書類 （単身赴任および学生の場合を除く。）	直近3か月分の仕送り証明書 銀行振込・送金控え、通帳コピー、現金書留控えなど （送金者、受取者の氏名が確認できるもの。）
--	--

【上記1および2にかかる注意事項】

※1.添付書類は、すべてコピー可

※2.職業等で複数該当する場合、両方の必要書類をご準備ください。

※3.令和4年度 課税（非課税）証明書は、市区町村役場でご入手ください。

※4.令和4年度 課税（非課税）証明書とは、令和3年分の所得証明書のことです。

※5.自営業を廃業された場合は、「事業廃業届出書（控用）」も併せてご準備ください。

※6.新たに自営業を開始された場合は、「事業開業届出書（控用）」を提出

※7.年金受給者とは、種類にかかわらず全ての年金の受給者のことです。

※8.学生とは、全日制及び大学院、専門学校、予備校に通う者のことです。

※9.マイナンバーの記載のある書類は提出しないでください。

※10.そのほか確認書類を求める場合がありますので、ご了承ください。

以 上